

法律相談所 新規開設

法テラスの利用による無料相談可能

「富士五湖法律相談センター」・「東部法律相談センター」

- 1 **センター住所**
 - 富士五湖法律相談センター**
富士吉田市下吉田1643-1 富士吉田商工会議所内3階
駐車場：あり（商工会議所正面をご利用ください。）
 - 東部法律相談センター**
大月市御太刀1-14-24 大月商工会館内3階
駐車場：あり（商工会館1階をご利用ください。）
- 2 **相談開催日**
 - 富士五湖法律相談センター**
週4回 月・火・木・金曜日（ただし、祝祭日を除く）
 - 東部法律相談センター**
週1回 水曜日（ただし、祝祭日を除く）
- 3 **相談時間** 13:00～16:00 原則1人30分
- 4 **相談内容** 相続・離婚・貸金・土地問題・破産・過払い金の請求・労働問題等
さまざまな法律問題に対応します。
- 5 **相談料** 5,250円（30分）※
- 6 **予約制** 受付：山梨県弁護士会事務局（当日受付は、11:00まで）
電話：055-235-7202
（富士五湖法律相談センター・東部法律相談センター共通）

※ **法テラスの利用** 当相談センターは、法テラスによる民事法律扶助の無料相談が利用可能です。**次の資力基準（申込者及びその配偶者の収入・資産が下記に記載された金額以下の方）を充たす方の相談は無料となります。**
詳しいことをお聞きになりたい方は、法テラス山梨（050-3383-5411）までおたずねください。

民事法律扶助資力基準				
人数	手取月収額の基準（賞与を含む）	家賃又は、住宅ローンを負担している場合、次の額を限度に加算される。		現金・預貯金
単身者	18万2000円	単身者	4万1000円	180万円以下
2人家族	25万1000円	2人家族	5万3000円	250万円以下
3人家族	27万2000円	3人家族	6万6000円	270万円以下
4人家族	29万9000円	4人家族	7万1000円	300万円以下

1人増加につき3万円を加算

このほか、甲府にある山梨県弁護士会館でも月～金まで常時法律相談を行っています。

山梨県弁護士会 法律相談センター

甲府市中央1-8-7 Tel 055-235-7202